

平成31年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水)午後3時00分から3時47分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
12番 豊川 敏雄 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 [欠員]	17番 鳥谷部 孝雄 君
18番 三浦 房雄 君	19番 中川原 隆雄 君

4. 欠席委員 (1人)

11番 三浦 弘文 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について

議案第21号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第22号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委
嘱について

議案第23号 職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	舩 沢 実 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君

主 幹

川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成31年第4回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（舩沢） 本日は、11番三浦弘文委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、3番 時田 宏 委員 及び
9番 佐々木 喜克 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） 〔業務報告の補足説明〕

以上で説明を終わります。質疑はございませんか。

8 番（竹原） 3月19日の町の認定審査会で、何名くらいあって、新規は何名だったのかをお願いします。

事務局（黒沢） 審査会は4名で4名とも更新であります。新規での審査はありませんでした。

議 長（岩井） その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3の報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の1ページ報告第6号と参考資料の1ページをご覧ください。1番の農地の所在は大字倉石石沢字駒袋の畑が2筆、面積は合計●●㎡、別の人が借りることになったため、合意解約したものです。
2番の農地の所在は大字浅水字岩ノ沢の田が2筆、字六角の田が2筆、合計面積は●●㎡です。借受け人が高齢で経営面積を縮小するため合意解約したものです。
3番の所在は大字倉石又重字鶴渡の田が3筆、面積は合計●●㎡、中間管理機構へ貸出するため合意解約したものです。
4番の所在は大字倉石又重字谷地中の田が1筆、面積は●●㎡、賃貸人の息子さんが作付けするため、解約するものです。新規就農を申し込む予定です。以上です。

議 長（岩井） ただ今の報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（岩井） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の担当調査委員は
5番 佐々木 一榮 委員
12番 豊川 敏雄 委員です。
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長（岩井） 次に日程4、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） [参考資料の訂正箇所説明]

議案書の3ページ議案第19号と参考資料の11ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案7件です。

1番から3番までは売買による所有権移転に関する件、4番は使用貸借、5番から7番までは贈与による所有権移転に関する件です。

1番から7番までは、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は●●円、10aあたり●●円です。

2番の売買価格は●●円、10aあたり●●円。

3番の売買価格は●●円、10aあたり●●円となります。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して豊川敏雄 委員から調査結果の報告をお願いいたします。

豊川敏雄調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の3ページ議案第19号の1番と参考資料の11ページをご覧ください。

4月2日に、岩井会長と佐々木一榮委員及び事務局職員4名で現地調査を行いました。

1番は、●●株式会社が購入予定でしたが、農地所有適格法人の要件を満たせないため、新しく法人を設立した譲受人の株式会社●●が譲渡人●●株式会社から購入し、りんご、にんにく、ブドウなどを作付けする予定です。

2番では、譲渡人と譲受人は田が隣であり、譲渡人が今後管理ができないため、譲受人へ所有する田を売買するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

3番も譲渡人と譲受人は田が隣であり、譲渡人が今後管理ができないため、譲受人へ所有する田を売買するものであります。譲受人は引き続き耕作するそうです。

4番は、譲渡人は会社員として勤務しており、仕事をしながら畑を維持していくことが困難になってきているため、譲受人である叔父と協議の上、使用貸借をするものであります。譲受人は、大豆や小豆、トウモロコシなどを栽培するそうです。

5番も当人同士の関係は4番と同じで、畑は譲受人の自宅の隣にあり、これまでも菜園として耕作してきており、譲渡人は今後も使用しないため、贈与するものであります。譲受人は、茄子やキュウリなどの野菜を栽培するそうです。

6番は、作業に従事する割合が譲受人の方が多くなってきており、これまでも実際に従事していたため、所有する農地を、息子である譲受人に贈与するものです。譲受人は、従来どおり農業経営を続け、引く続き耕作するそうです。

7番は、譲渡人は高齢であり、これまでも譲受人が主に管理や耕作に従事してきており、息子である譲受人に贈与するものです。譲受人は引く続き耕作するそうです。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（竹原） ●●と●●の関係をわかる範囲でお願いします。

事務局（黒沢） 最初は●●が購入予定でしたが、法人の要件を満たせないた

め、新たに●●を設立したということです。

8 番（竹原） ●●の●●さんという方と●●の関係で、以前に●●にいて、その役職とかその辺はわかりませんか。
●●さんという方は、●●出身のような気がするが。

2 番（大沢） 私の知っている範囲では、●●さんは●●の社員でした。定年退職されてから、農園部門の管理を任されている状況のようです。●●は、●●の農園ですね。

事務局（黒沢） 農園の所有者は、●●です。

議長（岩井） 他にありませんか。

19番（中川原） 4番と5番の●●さんと●●さんの関係で見ますと、一部は使用貸借で一部は贈与と権利種別が違いますが、どうしてそのようになったか、新規就農でありますから、どのような判断でこうなったのかお知らせください。

事務局（黒沢） 贈与を受けるために譲受人は農地がありませんので、贈与は受けられませんので、4番の農地を使用貸借して下限面積を充当させ、5番の農地の贈与を受けるということになるかと思います。

19番（中川原） 答弁を伺いましたが、普通であれば新規就農でございますから3,000平方メートル以上あれば取得できるわけではありますが、どうして両方贈与できなかったのか。新規就農であれば、なぜこれだけ贈与する理由になったのか聞いていませんか。
たとえば取得するために借りたのか、贈与の関係が出てくるわけですが、疑問に感じませんでしたか。

議長（岩井） 私が調査会で調査したところでは、●●平方メートルは●●さんの家の後ろ側に当たり、現に●●さんが耕作している土地です。ところが、隣は家が建っており道路はございません。道路がない土地でそこを●●さんが贈与するということです。
●●平方メートルの土地は1枚の畑で●●平方メートルぐらいの大きい土地で、その一部を借りるということで説明を受けました。

●●平方メートルの土地は、誰も使用することがないような所です。

豊川敏雄調査員 新規就農に当たって全部贈与すると、新規就農にならないようです。後継者になってしまうので、農林課の場合はそうです。贈与を受けてしまうと新規就農にならないので、貸借にしておいて5年間の内に貸している場所を贈与するようです、新規就農の場合は。ただ、4月1日からはそういうのはいないそうです。今回は受付の時点では、法律が変わる前だったので。

19番（中川原） 今の答弁は下限面積の関係で3,000平方メートル以上なければ農地を取得できない、新規就農にならないという説明でございましたので、今豊川調査員が言ったのはちょっと次元が違う話でしたが、これは間違いございませんか。

豊川敏雄調査員 はい。実際に私がやったことなので。

19番（中川原） これは3条のことで、中間管理機構ができていないので。担当者どうでしょう。

事務局（黒沢） 新規就農に関しては中間管理機構は関係なく、3条でも基盤法でも使用貸借も関係ありません。

議長（岩井） その他、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の 6 ページ議案第 20 号をご覧ください。

五戸町長より平成 31 年 3 月 25 日付け五農林 588 号で農用地利用集積の決定を求められています。1 議案 19 件で、合計面積●●㎡です。

1-1 番から 1-3 番までは中間管理機構へ新規で貸し出しになります。

1-1 番の所在は大字上市川字中里谷地の田が 2 筆面積は合計●●㎡、10 年間の賃貸借です。10a あたり●●円となります。

1-2 番の所在は大字上市川字後田字中山前の田が 2 筆面積は●●㎡、10 年間の使用貸借となります。

1-3 番の所在は大字倉石石沢字殿城の畑が 1 筆、面積は●●㎡、5 年間の使用貸借となります。

2-1 と 2-2 番は同じ借受け人です。2-1 の所在は字姥堤の田が 1 筆、面積は●●㎡、2-2 番の所在は大字倉石石沢字石沢後の田が 1 筆、面積は●●㎡、どちらも 3 年間の賃貸借、賃借料は 10a あたり●●円です。

3-1 と 3-2 番は同じ借受け人で、3-1 番は字姥堤の田が 1 筆、面積は●●㎡、3-2 は字幸ノ神前の田が 3 筆、面積は●●㎡、5 年間の賃貸借で、賃借料は 3-1 番は水利費、3-2 番は年玄米●●俵です。

4 番の所在は字姥堤の田が 1 筆で、面積は●●㎡、5 年間の賃貸借で、10a あたり●●円の賃借料になります。

5 番の所在は字鹿内下モの畑が 1 筆、面積は●●㎡、5 年間の賃貸借で賃借料は年●●円です。

6 番の所在は字姥川後が 1 筆、熊野林後が 4 筆、地目は田で面積は合計●●㎡、1 年間の賃貸借で、年●●円の賃借料になります。

7 番の所在は大字浅水字六角の田が 1 筆、面積は●●㎡、3 年間の賃貸借で、賃借料は水利費となります。

8 番の所在は大字上市川字中筒になります。地目は畑、面積は合計●●㎡、5 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円です。

9-1、9-2 番は大字倉石中市字栗ノ木の畑になります。2 筆合計●●㎡、5 年間の賃貸借で賃借料は●●円です。

10 番の所在は大字倉石又重字中崎の畑が 2 筆、面積は合計●●㎡、3 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円です。

11-1 番の所在は大字倉石又重字椈木平の畑が 4 筆、字下條、字松山、字前田内沢、字森田の畑が 1 筆ずつ、合計 8 筆、面積は●●㎡、3 年

間の使用貸借です。

11-2 番の所在は大字倉石中市字寺久保の畑が 1 筆、面積は●●m²、3 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円になります。

12 番、13 番は町所有地になります。、12 番の所在は大字倉石又重字中崎の畑が 1 筆、面積は●●m²、5 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円となります。

13 番の所在は大字倉石又重字前田内沢の畑、面積は●●m²、5 年間の賃貸借で賃借料は 10a あたり●●円となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

7 番（中里） 11-1 番は賃借料がないのですが。

事務局（黒沢） 使用貸借で無料です。

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 20 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 次に、議案第 21 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 13 ページ議案第 21 号と参考資料の 31 ページをご覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 番の大字豊間内字大沢前の田 1 筆は、2 月 26 日、豊間内ほ場整備の残地で面積が●●平方メートルであり農地として利用できないとのこ

とです。既に宅地課税となっており、息子さんへ贈与するにあたり非農地にしたいとの申し出がありました。

2番の大字上市川字沼頭の畑について3月22日、登記地目は原野、現況地目が畑であり、周囲が山林・原野で、現地にいく道路もないような現状であり、農地として管理できないとため非農地としたいと申し出がありました。

平成31年4月2日の調査会で確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。

2筆●●㎡でございます。以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決いたします。

議案第21号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第21号は非農地と判断することに決定しました。

議 長（岩井） 次に、議案第22号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） [議案第22号の朗読・説明]

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。議案第22号について、原案のとおり

り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

議 長(岩井) 次に、議案第 23 号「職員の任免について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(赤坂) [議案第 23 号の朗読・説明]

議 長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(岩井) それでは採決いたします。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長(岩井) 全員賛成ですので、議案第 23 号は原案のとおり決定しました。

議 長(岩井) 以上で、本日の審議事項はすべて終了しました。
これをもって、平成 31 年第 4 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成31年4月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員